

Tax news letter

2021年（令和3年）度税制改正大綱の主な改正点

2020年12月10日に与党より、2021年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

| | | |
|------|----------------------------------|----|
| I. | 法人税 | P2 |
| | 1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 | |
| | 2. 株式対価 M&A を促進するための措置の創設 | |
| | 3. 中小企業の所得拡大促進税制の見直し | |
| | 4. 所得拡大促進税制の見直し（新規雇用促進） | |
| | 5. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長 | |
| | 6. 中小企業投資促進税制の見直し | |
| | 7. デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設 | |
| | 8. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 | |
| II. | 所得税 | P4 |
| | 1. 住宅ローン控除の特例措置 | |
| | 2. 退職所得課税の適正化 | |
| III. | 相続税・贈与税 | P5 |
| | 1. 教育資金、結婚・子育て資金の贈与税非課税措置の見直し | |
| | 2. 直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税措置 | |
| | 3. 法人版事業承継税制（相続税）の適用要件の見直し | |
| IV. | 税務手続きのデジタル化 | P7 |
| | 1. 税務関係書類における押印義務の見直し | |
| | 2. 電子帳簿等保存制度の見直し | |
| | 3. クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備 | |
| | 4. 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化 | |
| V. | その他の税目 | P9 |
| | 1. 固定資産税等の負担軽減措置 | |
| | 2. 消費税の課税売上割合に準ずる割合の承認期限 | |
| | 3. 登録免許税の軽減措置の延長 | |
| | 4. 不動産取得税の特例措置の延長 | |

I. 法人税

1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

青色申告法人である中小企業者のうち中小企業等経営強化法の改正法の施行日から2024年3月31日までの間に経営力向上計画の認定を受けたものが、その計画に従って他の法人の株式等を購入し、かつ、これをその購入日を含む事業年度終了日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、取得価額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

| 項目 | 内容 |
|-------------------|--|
| 株式取得価額の上限 | 10億円以下 |
| 益金算入事由（準備金の取崩し事由） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式等の全部又は一部を有しなくなった場合 ・ 株式等の帳簿価額を減額した場合 ・ 積立事業年度終了日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度（その事業年度から5年間で均等取り崩し） |

<仕訳例>

➤ 株式取得時

| | (借方) | (貸方) |
|-------------------|-----------|-------------------|
| 買収会社株式 | 100 | 現預金 100 |
| 投資損失準備金繰入損 | 70 | 投資損失準備金 70 |

➤ 取り崩し時（5年経過後から5年間）

| | (借方) | (貸方) |
|---------|------|----------------------|
| 投資損失準備金 | 14 | 投資損失準備金戻入益 14 |

2. 株式対価 M&A を促進するための措置の創設

法人が会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする）。

<留意点>

- ① 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。
- ② 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える（株式交換及び株式移転についても同様とする）とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。
- ③ 外国法人の本特例の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限ることとする。

【税制改正の方向】（解説）

【減税】

中小企業がM&A後に発覚する隠れた簿外債務や偶発債務のリスクに備えるため、株式の取得価額（購入による取得に限ります）の70%以下の金額を準備金として計上し、株式取得時に損金に算入することができる制度です。

買収から5年を経過した時点で準備金を取り崩して益金に算入します（6年目から5年間で均等に益金算入）。

本制度の創設に併せて、経営力向上計画の認定を受けた中小企業は、新たな類型として中小企業経営強化税制（設備投資の即時償却又は7%若しくは10%の税額控除）の適用を可能とし、さらに所得拡大促進税制の上乗せ（25%の税額控除）要件に必要な計画の認定を不要とすることにより、M&A後の積極的な投資や雇用の確保を促す仕組みを導入します。

【減税】

株式交付とは会社法の見直しにより新たに創設された制度で、株式会社が他の株式会社を子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して対価として当該株式会社の株式を交付することをいいます（会社法2条32号の2/2021年3月1日施行）。

株式交換は完全子会社とする場合のみですが、株式交付は完全子会社とすることを予定していない場合であっても、他の会社を子会社とするため、自社の株式を他の会社の株主に交付することができます（既存子会社株式の買い増しには利用できません）。

株式交付は株式+金銭を対価とすることもできますので、金銭等が20%以内であれば交付株式に対応する部分について、買収対象会社株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べます。

3. 中小企業の所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税も同様とする）。

| 項目 | 現行 | 改正後 |
|----------------|-------------------------|-----------------------|
| 適用要件 | 継続雇用者給与等支給額の増加割合が1.5%以上 | 雇用者給与等支給額の増加割合が1.5%以上 |
| 税額控除率 25%要件 | 継続雇用者給与等支給額の増加割合が2.5%以上 | 雇用者給与等支給額の増加割合が2.5%以上 |

なお、給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、要件判定をする場合には雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととし、税額控除率を乗ずる基となる給与等の支給額からは控除する。

4. 所得拡大促進税制の見直し（新規雇用促進）

一般の所得拡大促進税制を見直し、青色申告法人が2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度において「国内新規雇用者」に対する「新規雇用者給与等支給額」の増加割合が2%以上であるときは、「控除対象新規雇用者給与等支給額」の15%の税額控除ができる制度とする。

この場合において、教育訓練費の額の増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとする。

ただし、いずれも控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする）。

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 対象外事業年度 | 設立事業年度 |
| 適用要件 | 新規雇用者給与等支給額 \geq 前期の新規雇用者給与等支給額 $\times 1.02$ |
| 税額控除 | 控除対象雇用者給与等支給額 $\times 15\%$ （又は20%） |

（注1）新規雇用者給与等支給額とは、国内の事業所において新規に雇った雇用保険一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く）に対して雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。

（注2）控除対象雇用者給与等支給額とは、国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く）に対して雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。ただし、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

5. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の年800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率の特例（15%）の適用期限を2年延長する。

【減税】

賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件と税額控除の上乗せ措置（15%⇒25%）において、2期継続して雇用した者の給与増加額ではなく、全体の給与支払い総額が増加しているかの判定に変更します。

これにより適用要件や上乗せ措置の要件をクリアしやすくなります。

実際に給与支給額が増加して要件をクリアしているにもかかわらず、申告時に適用を失念しているケースがありますので、改めて制度の周知が必要です。

【減税】

第二の就職氷河期を生み出さないようにするため、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業（中小企業に限定されません）に対して、新規雇用者への給与増加額の15%を税額控除します。

教育訓練費が対前年比で1.2倍以上であれば20%の税額控除がとれます。

なお、支配関係がある法人から異動した者等は新規雇用者には含まれません。

「新規雇用者給与等支給額」と「控除対象雇用者給与等支給額」の違いは、前者が雇用保険の一般被保険者に限定されるのに対し、後者は雇用保険の一般被保険者に限定されません。

また、税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給額は、すべての国内雇用者に対する給与支給額の前年度からの増加額が上限となりますので、新規雇用者だけでなく全体の給与支給額が増加していないと税額控除はできません。

【減税】

年800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率19%を15%に引き下げる特例の期限を2年延長します。

6. 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制について、対象となる指定事業に次の事業を加えた上で適用期限を2年延長する。

<追加事業>

- ① 不動産業
- ② 物品賃貸業
- ③ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生協同組合の組合員が行うものに限る）

7. デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

青色申告法人で、産業競争力強化法の事業適応計画について認定を受けたものが、同法の改正法の施行日から2023年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合には、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする）。

- (1) 国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額及び上記繰延資産の額の30%の特別償却とその取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%）の税額控除との選択適用ができることとする。
- (2) ただし、控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。
- (3) 対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円を限度とする。

8. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人で産業競争力強化法の中長期環境適用計画の認定を受けたものが、2024年3月31日までの間に、一定の設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却と取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては10%）の税額控除との選択適用ができることとする。

II. 所得税

1. 住宅ローン控除の特例措置

- (1) 住宅の取得で「特別特例取得」に該当するものをした個人が、2022年12月31日までの間に居住の用に供した場合には住宅ローン控除の特例（控除期間3年間延長）を適用できることとする。

（注）特別特例取得とは、その対価に含まれる消費税が10%である場合の住宅の取得で、次の期間内にその契約が締結されているものをいう。

- ① 新築家屋 …2021年9月30日まで
- ② 中古家屋等…2021年11月30日まで

【減税】

中小企業者等が新品の機械装置などへの投資を行った場合に、設備投資額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度です。

不動産業や物品賃貸業などの事業を追加した上で、2023年3月31日まで指定期間を延長します。

【減税】

デジタル技術を活用した企業変革（DX）を進める観点から事業適応計画に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、30%の特別償却又は3%（一定の場合は5%）の税額控除ができる措置を創設します。

新商品開発や新生産方式・販売方式の導入により新需要開拓や生産性向上に全社を挙げて取り組む企業が提出する「事業適応計画」の認定を受け、その計画により取得されるクラウド型システムを対象とする税制措置です。

【減税】

生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備や、脱炭素化を加速する製品を早期に市場投入することで新たな事業の開拓に寄与することが見込まれる製品を生産する設備に対して、50%の特別償却又は5%（一定の場合は10%）の税額控除が可能となります。

【減税】

消費税率10%への引き上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の住宅ローン控除の特例を延長します。

また、合計所得金額が1,000万円以下の者については床面積の下限を50㎡以上から40㎡以上に引き下げます。

会計検査院から指摘されている住宅ローン控除の控除率（1%）を下回る金利の住宅ローンの問題点（過剰な減税措置）に関する改正については、今回は見送り

(2) 上記(1)の住宅ローン控除の特例は、個人が取得した床面積が40㎡以上50㎡未満である家屋についても適用できることとする。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

2. 退職所得課税の適正化

退職手当等の支払者の下で勤続年数が5年以下である者が、その勤続年数に対応するものとして支給を受けるもので、短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。

＜2分の1課税の対象とならない短期退職手当等の額＞

| 勤続年数 | 退職所得控除 | 2分の1課税対象外 |
|------|--------|-----------|
| 1年 | 80万円 | 380万円超の部分 |
| 2年 | 80万円 | 380万円超の部分 |
| 3年 | 120万円 | 420万円超の部分 |
| 4年 | 160万円 | 460万円超の部分 |
| 5年 | 200万円 | 500万円超の部分 |

Ⅲ. 相続税・贈与税

1. 教育資金、結婚・子育て資金の贈与税非課税措置の見直し

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く）には、その死亡日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものをみなす。

(ア) 23歳未満である場合

(イ) 学校等に在学している場合

(ウ) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課税される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注) 上記①及び②の改正は、2021年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

となりましたが、「1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を2022年度税制改正において見直すものとする」とされました。

【増税】

勤続年数5年以下の法人役員等への退職金はすでに2012年度税制改正で、「2分の1課税」の対象外とされていましたが、法人役員等以外についても勤続年数5年以下の短期の退職金については、2分の1課税の適用から除外します。

ただし、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税の対象とします。

【減税／増税】

現行は贈与者の死亡前3年以内の贈与に係る残高についてのみ相続財産に加算し、受贈者が孫等であっても相続税の2割の適用はありません。

改正後は贈与から3年が経過していても、贈与者死亡時の残高を相続で取得したものとみなして相続財産に加算します。また、受贈者が孫等の場合は、相続税の2割加算の対象とします。

ただし、受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学中の場合等は、贈与者死亡時の残高は相続財産に加算されません。



(2) 直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

- ① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課税される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注) 上記の改正は、2021年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

- ② 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上に引き上げる。

(注) 上記の改正は、2022年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

2. 直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税措置

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

- (1) 2021年4月1日から12月31日までの間に住宅用家屋の新築等の契約を締結した場合における非課税限度額を2020年4月1日から2021年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

| 区分 | 改正なしの場合 | 改正後 |
|-------------------------|--------------------|----------------------|
| ① 消費税率10%が適用される住宅家屋の新築等 | 1,200万円 (700万円) | 1,500万円 (1,000万円) |
| ② 上記以外の住宅家屋の新築等 | 800万円 (300万円) | 1,000万円 (500万円) |

(注) 上記表中の上段は耐震、省エネ又はバリアフリー住宅用家屋の非課税限度額で下段かっこ書きは一般住宅の非課税限度額

- (2) 受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げる。

(注) 上記の改正は、2021年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得資金等に係る贈与税について適用する。

3. 法人版事業承継税制（相続税）の適用要件の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとする。

- ① 被相続人が70歳未満で死亡した場合
② 後継者が特例承継計画に特例後継者として掲載されている者である場合

【減税／増税】

現行は贈与者死亡時の残高について、相続財産に加算されますが、相続税の2割加算の適用はありませんでした。

改正により受贈者が贈与者の孫等の場合は相続税の2割加算が適用されます。

結婚・子育て資金の一括贈与特例は、教育資金一括贈与特例と異なり、受贈者が23歳未満の場合等の相続財産への加算の除外規定はありません。

【減税】

2021年4月1日以降、非課税限度額が減少する予定でしたが、今回の改正により従前の限度額が2021年12月31日まで継続されます。

また、受贈者の合計所得が1,000万円以下の場合は、家屋の床面積の下限を50㎡以上から40㎡以上に引き上げます。

【減税】

非上場株式に係る相続税の納税猶予制度において、後継者は相続開始の直前において対象会社の役員になっていることが必要です。

現行、被相続人が60歳未満で死亡した場合はこの要件は不要ですが、改正により被相続人が70歳未満で死亡した場合に要件が緩和されます。また、被相続人が70歳以上であったとしても、後継者が特例承継計画に後継者として記載されていれば相続発生時点で役員に就任していなくても大丈夫です。

IV. 税務手続きのデジタル化

1. 税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

- ① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割協議に関する書類

(注) 上記の改正は、2021年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用することとし、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

2. 電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、次の見直しを行う。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② 帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、次に掲げる要件に従って、電磁的記録の保存を行うことができることとする。
 - (ア) 電子計算機処理システムの概要書等の書類の備え付けを行うこと
 - (イ) 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
 - (ウ) 税務調査官等の質問検査権に基づくその帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする。
- ③ 一定の要件を満たして国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う者（その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る）のその電磁的記録に記録された事項に関し、所得税、法人税又は消費税に係る修正申告等には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、申告漏れ税額の5%に相当する金額を軽減する。

(2) 書類のスキヤナ保存制度について、次の見直しを行う。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② タイムスタンプ要件について、付与期間を記録事項の入力期間（最長約2月以内）と同様とするとともに、受領者等がスキヤナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとする。

【一】

税務手続きの負担軽減のため、税務署等に提出する申告書その他の国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、実印押印や印鑑証明書の添付を求めているものを除き、押印義務を廃止します。

また、地方公共団体に提出する地方税関係書類についても、国税と同様に押印義務を廃止します。

【一】

経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子データで保存する際の手続きを簡素化する観点から抜本的に見直します。

事前承認制度を廃止するほか、現行の厳格な要件を充足しない一定の電子帳簿についても電子データのまま保存することを当面可能とします。

現行の厳格な要件を充足する電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減します。

紙の領収書等の原本に代えてスキヤナ画像を保存することができるスキヤナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件が大幅に緩和されます。

営業担当者が自らスキャンする場合には概ね3営業日以内にタイムスタンプの付与が必要でしたが、最長約2か月とします。



- ③ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備等をいう）を廃止する。
- ④ 検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が税務調査官等の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保を不要とする。
- (3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。
- ① タイムスタンプ要件について、付与期間を上記(2)②の見直し後と同様の期間とする。
- ② 検索要件について、上記(2)④と同様の措置を講ずることに加え、判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記(2)④の求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てを不要とする。
- (注) 上記の判定期間とは、個人は電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあっては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。
- (4) スキャナ保存が行われた国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき修正申告等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額について、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とする。
- (注) 上記の改正は2022年1月1日から施行する。
3. クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備
- 支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、一定のクラウド等に備えられたファイルに記載情報を記録し、かつ、税務署長に対しそのファイルに記載されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとするほか、所要の措置を講ずる。
4. 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化
- 個人住民税の特別徴収税額通知について、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者等一定の者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAXを経由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。
- 上記の改正は2024年度分以後の個人住民税について適用する。

定期検査要件や社内での相互牽制要件も廃止されます。また、領収書等への自署も廃止されます。

電子取引に係るデータ保存制度では、現行制度は、検索要件において紙保存よりも重い要件が課されており、高いハードルとなっていました。

改正後は、企業が税務調査官からの関連書類のダウンロード要求に応じる場合には、検索要件が緩和されます。

一方、電子データの改ざん等の不正行為が把握されたときは、重加算税を10%重課します。

【一】

税務署長にクラウドデータへのアクセス権限を付与する方法により、法定調書の提出を可能とします。

【一】

給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者に対して電子的に送付する仕組みを導入します。

V. その他の税目

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

- (1) 宅地等及び農地の負担調整措置については、2021年度から2023年度までの間、据置年度において現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- (2) その上で、2021年度限りの措置として、宅地等及び農地については、2021年度の課税標準額を2020年度の課税標準額と同額とする。

2. 消費税の課税売上割合に準ずる割合の承認期限

消費税の仕入税額控除の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとする。

3. 登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権移転の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置（2%を1.5%とする）の適用期限を2年延長する。

4. 不動産取得税の特例措置の延長

- (1) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。
- (2) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。

【減税】

土地については、3年ごとに評価替えが実施されており、2021年が評価額の年となります。納税者の負担感に配慮する観点から2021年度に限り、税額が増加するすべての土地について前年度の税額に据え置き、税額が減少する土地は、そのまま減額となります。

【減税】

課税期間の末日間際に、たまたま土地の譲渡があった場合等の課税売上割合に準ずる割合を用いる必要が生じた場合には、承認申請書を提出したとしても、課税期間の末日までに承認が受けられないケースがありました。

【減税】

2023年3月31日まで適用期限を延長します。

【減税】

2024年3月31日まで適用期限を延長します。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸
(川崎支店) Tel.044-440-3017